

《 限度額適用認定証とは？ 》

- ★ 手続きをされると患者様の負担される月々の医療費・入院費の上限は以下のようになります。
 上限額は年齢や所得によって異なります。
 どの認定となるかは限度額適応認定証に記載されています。

< 70歳以上の方の場合 >

所得区分		月々の医療費・入院費 自己負担上限額		食費 (1食あたり)
		外来		
年収約1,160万円以上 標準報酬月額83万円以上		252,600円+(医療費-842,000円)×1%		490円
年収約770万~1,160万円 標準報酬月額53万~79万円		167,400円+(医療費-558,000円)×1%		
年収約370万~770万円 標準報酬月額28万~50万円		80,100円+(医療費-267,000円)×1%		
一般		18,000円	57,600円	
低所得者 (住民税非課税の方)	II	8,000円	24,600円	230円
	I		15,000円	110円

< 70歳未満の方の場合 >

所得区分		月々の医療費・入院費 自己負担上限額		食費 (1食あたり)
標準報酬月額 83万円以上の方	ア	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%		490円
標準報酬月額 53万~79万円の方	イ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%		490円
標準報酬月額 28万~50万円の方	ウ	80,100円+(医療費-267,000円)×1%		490円
標準報酬月額 26万円以下の方	エ	57,600円		490円
被保険者が 市区町村民税の非課税者等	オ	35,400円		230円

※ 「月々負担される医療費の上限額」はその月毎の医療費・入院費のみ対象となり、食事療養費、病衣代、おむつ代、個室代や自己診療費などは別途計上となります。

3割負担の方の場合

食事代込みの入院費は一日10,000円です。手術や治療をされると医療費が追加され、また入院日数が増えると入院費は高くなります。